

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定を受けられる中小企業者のみなさまへ
令和6年12月1日より認定基準が以下のように変更されます。

対象となる中小企業者（認定基準）

【通常の認定基準】

次の1または2のいずれかに該当すること

1. 指定事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること
2. 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること

【創業者等の認定基準】

創業後1年3か月を経過しておらず、【通常の認定基準】で売上高を比較できない場合は、次の1または2のいずれかに該当すること

1. 指定事業を行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること
2. 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること

【原油等価格の上昇による認定基準】

次の1または2のいずれかに該当すること

1. 指定事業を行っており、次の(1)～(3)のいずれにも該当すること
 - (1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること
 - (2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること
 - (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
2. 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、次の(1)～(3)のいずれにも該当すること
 - (1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること
 - (2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること
 - (3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること

【利益率による認定基準】

次の1または2のいずれかに該当すること

1. 指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること
2. 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

必要書類等は裏面をご確認ください。

必要書類

〈法人の場合〉

☐ 認定申請書（2 通）

☐ 認定申請書様式に該当する添付書類

・ 売上高等が確認できる書類（試算表や売上台帳など）

☐ 履歴事項全部証明書など（1 通） ※写しでも可

☐ 委任状（金融機関等が代理申請する場合）

〈個人の場合〉

☐ 認定申請書（2 通）

☐ 認定申請書様式に該当する添付書類

・ 売上高等が確認できる書類（試算表や売上台帳など）

☐ 直近の確定申告書の写しなど

☐ 委任状（金融機関等が代理申請する場合）

様式の分類

通常の様式		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（イ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（イ）－②
創業者の様式		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（イ）－③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（イ）－④
原油高の様式		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（ロ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（ロ）－②
利益率の様式		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－（ハ）－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－（ハ）－②

※本認定とは別に金融機関および保証協会での審査があります。

※認定書による保証申込の有効期間は認定書の発行日から 30 日間です。30 日目が土日・祝日であっても当該日が期限となりますのでご注意ください。